

初月小学校・初月ふれあいセンター

避難所運営マニュアル

★まずは初月小学校に避難しましょう。

初月ふれあいセンターは要配慮者の居住スペースとして利用します。

【初月小学校】



【初月ふれあいセンター】

★この避難所運営マニュアルは、万能ではありません。

災害の大きさ、避難の状況、時間の経過に応じて、避難所の運営内容も変化するものと考えます。

揺れや津波から命を守った後、避難者の皆さんで、このマニュアルを参考に協力し、助け合い、安全に運営していきましょう。



初月地区防災連合会
高知市

平成27年3月作成

平成29年3月改訂

令和3年12月改訂

令和8年3月一部修正

はじめに

(1) 避難所開設・運営マニュアルを作しましょう

- 東日本大震災などの教訓から、南海トラフ地震のような広域で大規模な災害時には、避難所の開設や運営について、避難者である**地域のみなさん**が行わなければならない場合が想定されます。
- “災害が発生してから考える”ということでは、災害時には対応できないため、日頃から**地域のみなさん**が行政や避難所となる施設の管理者と一緒に避難所の運営をどうするかを話し合い、いざという時の行動や手順を“マニュアル”にまとめておくことが必要です。
- このマニュアルは、一時的に命を守るための緊急避難の後に、避難所の開設・運営をするためのマニュアルです。

(2) 避難所とは

- 避難所は、避難者の**生活の場**であり、かつ地域のすべての避難者への**支援の拠点**※です。体育館など、一定期間避難する場所として本市が予め決めておく施設を「指定避難所」（以下、「避難所」という。）といいます。
 - ※ 避難所は、避難してきた人だけのための施設ではありません。自宅に残ったり、指定はされていませんが何らかの建物・施設に避難したりする場合もあり、電気や水道などが止まり、食料や物資、情報を必要とする人がいます。避難所は、そうした地域のすべての避難者への支援の拠点として機能します。
- 避難所には、次の機能があります。

分野	主な機能
安全・生活基盤	☐ 安全に過ごせる生活空間を提供する
	☐ 水・食料・物資を配る
医療・保健・福祉・衛生	☐ 体と心の健康を維持する
	☐ 衛生的な生活環境を維持する
情報の収集・発信	☐ 避難生活や生活再建に必要な情報を避難者に伝える
	☐ 避難者のニーズを把握し行政機関や支援機関に伝える
コミュニティの維持	☐ 避難の継続や生活再建に向け地域のまとまりを維持する
	☐ ルールを決め共同生活の秩序を守る
地域の拠点機能	☐ 在宅避難者を含む地域全体の避難者を支援する

初月地区の概要

(1) 初月小学校区内の人口、世帯数

- 人口： 13,016人（令和3年4月1日時点）
（内訳：男性：6,116人（46.9%）・女性：6,900人（53.1%））
- 世帯数：5,800世帯（令和3年4月1日時点）

(2) 災害の想定

洪水災害



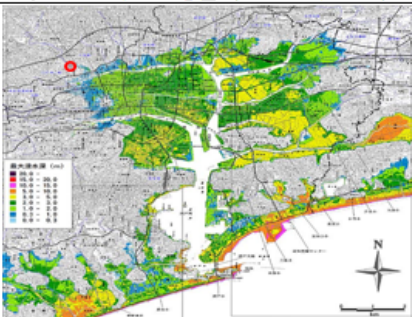
土砂災害



地震災害

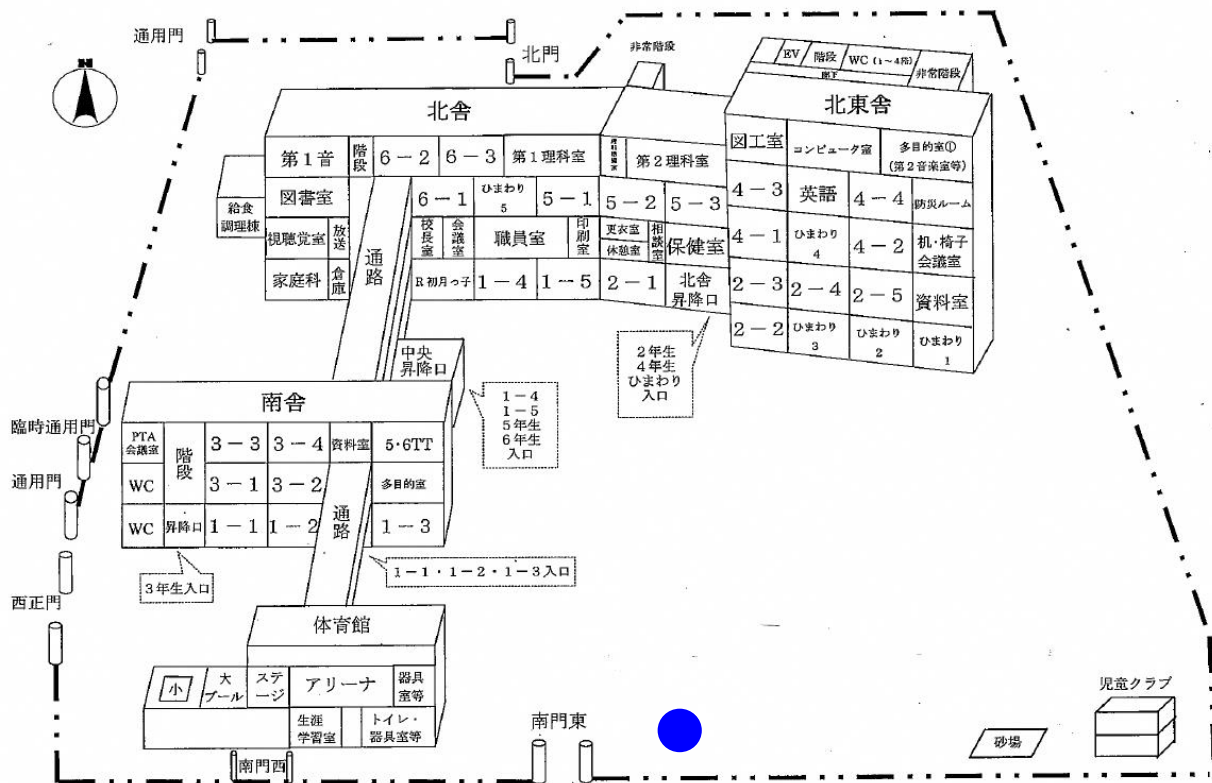


(3) 初月小学校（指定避難所）

■敷地概要				高知市津波浸水予想図（平成24年12月）			
所在地	南久万128						
電話番号	088-822-2597						
大街区分	初月						
敷地面積	12,014㎡						
都市計画区域	内						
市街化区域	内						
防災地域	指定区域外						
DID区域	内						
用途地域	第一種中高層住居専用地域						
建ぺい率	60						
容積率	200						
汚水処理	合併処理浄化槽						
ガスの種別	都市ガス						
井戸の有無	有						
指定避難場所 ※現在修正中				津波避難場所 （※高知市津波避難ビル一覧（令和2年度時点））		保有設備	
	面積	収容人数 （概数）	感染症を考慮 した収容人数 （概数）		北西舎4階建	北東舎5階建	トイレ：校舎16ヶ所 屋内運動場10ヶ所 給食、空調、パソコン
校舎	2,796㎡	1,397人	698人	構造	鉄筋コンクリート造		
体育館	1,045㎡	522人	261人	避難場所	4階廊下及び教室 （理科室・理科準備室を除く）、屋 上広場	4階以上廊下及 び教室（防災 ルームを除く）	
児童クラブ	218㎡	108人	54人				
合計	4,059㎡	2,027人	1,013人	収容人数	1,253人		
■2012年高知県南海トラフ巨大地震新想定							
発災前標高	6.4m～8.3m	想定浸水深（L1）	想定区域外	想定浸水深（L2）	想定区域外		
想定震度	7	津波到達時間（浸水30cm）	想定区域外				

初月地区の概要

○ 校舎レイアウト図



●：井戸（手押しポンプ）

※災害時は、濁りなどが発生する可能性があるため、飲料水としては使用不可。主にトイレ用の水となる。

（４） 初月ふれあいセンター（指定避難所）

大街	名称	住所 (電話番号)	収容避難 箇所面積	収容避難 可能人数	感染症を 考慮した 避難可能 人数
初月	初月ふれあいセンター	南久万119-1 (872-5527)	138	69	34



開設・運営に関する基本事項

避難所名	初月小学校/初月ふれあいセンター
施設管理者	初月小学校 校長/初月ふれあいセンター
避難所の利用を想定する地区の範囲 (町内会等)	中久万町内会 西久万町内会 初月南部町内会 初月中央町内会 四季豊台自治会 万々町内会 中万々中町内会 初月西部町内会 つつじヶ丘町内会 南万々西部町内会 柴巻公民館 円行寺公民館 観月坂自治会
鍵管理者(開錠者)	TEL:(携帯) (自宅) TEL:(携帯) (自宅) TEL:(携帯) (自宅)
安全確認者	
運営に関する特記事	1 避難所は、市から要請された場合、または施設管理者や地域代表者が必要と判断した場合、避難者からの開設要望があった場合に開設する。なお、施設の安全確認は必須である。 2 避難者を収容するのは、体育館とする。ただし、体育館での生活が困難な高齢者や障がい者など配慮が必要な方がいる場合は別部屋を確保する。 3 避難者を受け入れきれない場合は、災害対策本部と連絡調整を行う。 4 初月ふれあいセンターは、要配慮者を対象とする。
災害対策本部の連絡	高知市災害対策本部:088-822-8111

※個人情報保護のため、電話番号などが記載されたものは関係者で共有する。

【指示書】避難されてきた皆さんへ

避難者はグラウンドで待機します。

- 待機場所の安全確認ができた上で、移動していただき、待機をお願いします。傷病者や体調不良者がいる場合は別途対応が必要です（すでに施設内に避難している人がいる場合は、再度案内をしましょう）。
- 避難所の開設には、皆さん一人ひとりの協力が必要です。
- 皆さんで助け合って、必要な作業を分担し、避難所の開設を進めてください。
- 高知市では、一般避難所で受け入れた要配慮者のスクリーニングを、原則、市職員が行い、必要な場合には、福祉避難所などに移送します。
※要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児など特に配慮を要する方のこと

これから避難所の開設を始めます。



1 マニュアルを取り出します。

体育館1階防災倉庫からマニュアルを取り出します。



2 リーダーと副リーダー（リーダーの補助役）を決めましょう。

リーダーも避難者の一人で、専門家ではありません。
避難者全員で助け合って、作業を進めます。

○リーダーになったあなたは・・・マニュアルを手に取り、「リーダーカード」を確認し指示を出してください。周囲の協力を募り、落ち着いて行動しましょう（事前に決めていたリーダー候補者が来れば交代することもできます）。

○副リーダーになったあなたは・・・リーダーの補助を行います。リーダーは本部で全体を統括する必要があるため、その間、リーダーと各チーム長をつなぎ、指示系統や情報伝達に混乱が生じないように常に情報、状況の共有を図ってください。

目 次

避難所運営の流れ

1. 避難所を開設するための準備

- 1. 避難所を開設するための準備 **リーダーカード**
- 1-1 避難所の安全確認
- 1-2 受付の設置
- 1-3 避難所の区割り
- 1-4 トイレの確保

2. 避難者の受入れ

- 2. 避難者の受入れ **リーダーカード**
- 2-1 避難者の受付
- 2-2 居住スペースへの誘導
- 2-3 トイレの巡回確認
- 2-4 傷病者の把握・応急対応
- 2-5 要配慮者の把握・生活支援
- 2-6 ペットの受入れ
- 2-7 食料・物資の配給
- 2-8 被災者への情報伝達
- 2-9 災害対策本部との連絡

3. 避難所の運営

- 3. 避難所の運営
- 3-1 避難所運営委員会の設置
- 3-2 活動内容
- 3-3 避難所のルール

4. 基本情報

- 4. 基本情報

避難所運営の流れ ①

避難所へ
集まった人

体育館1階
防災倉庫
からマニュアルを
入手します。

リーダーを
決めます。

避難者にグラウンドで
待機をお願いします。

リーダーがチーム長を決め、避難所を開設するための準備のカードを
各チーム長に渡し、作業を指示します。

1-1 避難所の安全確認

→避難所として使用可能か確認します。

安全確認チーム



使用不可能

ほかの
避難所へ

使用可能



1-2 受付の設置

受付設置チーム



→受付を設置します。

1-3 避難所の区割り

区割りチーム



→避難所の区割りを
行います。

1-4 トイレの確保

トイレチーム

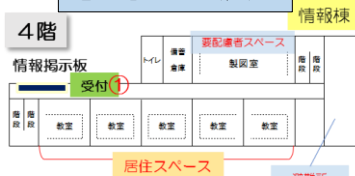


→既存トイレを立入禁止に
し、簡易トイレを設置し
ます。

受付設置のイメージ



配置計画図（例）



訓練時の区割りの様子



簡易トイレ設置
イメージ



避難者カード
などを
準備する。



移行

避難所開設の準備が整ったら、避難者の受入れに移行します。

→次のページ参照

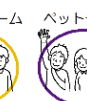
1. 避難所を開設するための準備

避難所運営の流れ ②

リーダーがチーム長を決め、受入れ段階のカードを渡し、作業を指示します。

リーダー

避難者の受入れ



《役割について》

《内容》

2-1 避難者の受付

・・・避難者の受付を行います。

避難者カードの配布や避難者名簿の作成など

避難者名簿

2-2 居住スペースへの誘導

・・・避難者を居住スペースまで誘導します。

2-3 トイレの巡回確認

・・・トイレが適切に使用されているか、巡回確認します。

2-4 傷病者の把握・応急対策

・・・救護スペースの設置、傷病者の把握、緊急搬送の要請を行います。

2-5 要配慮者の把握・生活支援

・・・要配慮者を把握して、スペースに誘導し、共助でできる範囲で生活支援を行います。

2-6 ペットの受入れ

・・・ペットスペースの設置、ペット同行避難者を把握します。

2-7 食料・物資の配給

・・・食料や物資などの配給を行います。

2-8 被災者への情報伝達

・・・避難者に対して、情報伝達を行います。

2-9 災害対策本部との連絡

・・・災害対策本部と連絡を取ります。

受付チームが作成した避難者名簿に基づき、避難所の状況連絡表を作成します。

リーダーは状況を見て、避難所運営委員会による運営に移行させます。

3-1 避難所運営委員会の設置

3-2 活動内容（班ごとの役割やスケジュール）

3-3 避難所のルール

閉鎖に向けた動き

2. 避難者の受入れ

3.

避難所の運営

撤収

要配慮者の受入れおよび福祉避難所などへのスクリーニングと移送の流れ



要配慮者用の受付に並ぶ。

- ・避難者名簿に記入する。
- ・避難者カードを受け取り、記入を行う。

要配慮者とその家族の方を、要配慮者用の受付に誘導する。

(2-1 受付チーム)

誘導チームの聞き取り調査に答える。



「聞き取りシート」に基づき、聞き取りを行い、それを基に居住スペースへ誘導する。

(2-2 誘導チーム)

家族と避難所運営スタッフと協力し、生活支援を行う。



判断基準（例）

- 病院
治療が必要な方
…発熱・下痢・嘔吐
- 福祉避難所
日常生活に全介助が必要な方
…食事や排せつ、移動が一人でできないなど

福祉避難所などへの移送が必要と考えられる場合

災害対策本部に、「スクリーニング要請」を行う。

(2-9 総務チーム)



スクリーニングとは

被災者をその状況に応じて、適切な避難所（もしくは医療機関）への移送を判断することです。

スクリーニングの結果によって、福祉避難所や医療機関へ移動する。

市職員などが要配慮者のスクリーニングを行う。

移送は、①家族、②支援者・ボランティア、③行政職員、④福祉避難所施設職員が行う。

※①～④で対応できない場合は、その都度協議を行う。

